

〈別紙1〉 介護老人保健施設 涼風苑

通所リハビリテーションについて

(令和6年10月1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションサービスについての概要

通所リハビリテーションサービスは、要介護者および要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、看護、医学的管理のもとにおける介護、及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職員の協議によって、通所リハビリテーション計画やリハビリマネジメント(ご本人の自立に向けた計画書)が作成されますが、その際、利用者、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人の希望を十分に取り入れて参ります。また、計画の内容についてはご本人ご家族にご説明し同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①デイケア利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、提供時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

<6時間以上7時間未満>

・要介護1	715単位
・要介護2	850単位
・要介護3	981単位
・要介護4	1,137単位
・要介護5	1,290単位

※感染症や災害の影響により、利用者数が前年度の5%以上減少した場合

3 か月間、基本報酬の3%が加算されます。

②入浴加算

入浴加算Ⅰ 40単位

利用者が入浴した場合。

入浴加算Ⅱ 60単位

医師、リハビリ職員、介護支援専門員等が自宅を訪問し、利用者の動作及び浴室環境を評価します。そして、介護支援専門員や福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の助言をします。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師との連携のもとで、個別の入浴計画を通所リハビリテーション計画等に記載し、入浴の際、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行います。

③リハビリマネジメント加算 イ

(利用開始から6か月以内) 月560単位

(利用開始から6か月超) 月240単位

リハビリマネジメント加算 ロ

(開始日から6月以内) 月593単位

(開始日から6月超) 月273単位

リハビリマネジメント加算 ハ

(利用開始から6か月以内) 月793単位

(利用開始から6か月超) 月473単位

※医師が利用者またはその家族に説明した場合上記に加えて、270単位

④短期集中個別リハビリテーション実施加算

(退院・退所又は認定日より) 3月以内 110単位

⑤認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ

(退院・退所又は通所開始日より) 3月以内 240単位

認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ

(退院・退所又は通所開始日の属する月から起算して) 3月以内 月1,920単位

⑥生活行為向上リハビリテーション実施加算

(開始日から6月以内) 月1,250単位

⑦若年性認知症利用者受け入れ加算

60単位

- ⑧重度療養管理加算 100単位
- ⑨中重度者ケア体制加算 20単位
- ⑩口腔機能向上加算（月2回程度・原則3月） [I] 150単位
 ※状態に応じ、期間延長があります。 [II] 160単位
 ※加算Ⅰの取り組みに加え口腔機能改善管理指導計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて、口腔機能向上サービスの提供に活用した場合Ⅱを加算します。
- ⑪口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回） [I] 20単位
 [II] 5単位
- ⑫栄養アセスメント加算 月50単位
- ⑬栄養改善加算（原則3月以内、月2回限度） 200単位
 ※状態に応じ、期間延長があります。
- ⑭社会参加支援加算 12単位
- ⑮サービス提供体制強化加算
 I（22単位）Ⅱ（18単位）Ⅲ（6単位）／1日
 ※職員の体制によりどれか一つが加算されます。職員の状況に変動があった場合、要件により変更される場合があります。
- ⑯介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬に対し8.6%
 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 介護報酬に対し8.3%
 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬に対し6.6%
 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 介護報酬に対し5.3%
 ※介護職員の処遇改善体制等により加算されます。状況に変動があった場合、要件により変更される場合があります。（令和6年6月施行）
- ⑰事業所が送迎を行わない場合（片道）47単位減算
- ⑱リハビリテーション提供体制加算（6時間以上7時間未満の場合）24単位
 ※リハビリ専門職の配置が人員に関する基準よりも手厚い体制であり、マネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合加算されます。

⑱科学的介護推進体制加算

月40単位

⑳退院時共同指導加算

600単位/1回

※病院や診療所に入院中の者が退院にあたり、リハビリ職員が退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に加算されます。

(2) その他の料金

① 食費 (食材料料費等)	700円
② 日用品費 (バスタオル・タオル・石鹸・おしぼり等)	110円
教養娯楽費 (レクリエーション、憩いの場等の品代等)	220円
③ 文書料 (請求書・領収書の発行代等)	ひと月 110円
④ 理美容代	2,700円
⑤ オムツ代 : 紙オムツ	194円
尿取り	108円

(3) 支払方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行します。
- ・お支払方法は、「現金」と「銀行振込」の2方法があります。銀行振込をご利用される場合には、振込名義は、「利用者名義」にてお願いします。

* ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。